

平成 20 年度  
第 1 回新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会  
資 料

＜日 時＞ 平成 20 年 7 月 8 日（木）  
15 : 00 ~ 16 : 30  
＜場 所＞ 市役所 5 階 大会議室

1	会次第	P 1
2	介護保険事業の状況について	
	(1) 介護認定関係・サービス関係	P 2
	(2) 介護保険事業特別会計決算状況	P 3~P 5
	(3) サービス種類別介護給付費の推移	P 6~P15
3	高齢者福祉一般施策実施状況	P16
4	地域支援事業実施状況	P17
5	保健センター事業実施状況	P18
6	計画の位置づけ	P19~P22
7	高齢者保健福祉計画推進協議会スケジュール	P23
8	新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱	P24~P25
9	委員名簿	P26
10	アンケート調査票（案）	別添

# 会 次 第

## 1 開 会

## 2 議 題

(1) 平成19年度の実績について

(2) 新居浜市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について

(3) その他

## 3 閉 会

# 介護保険事業実績数値

基準日（年度末）

## 1. 介護認定関係

		平成17年度	平成18年度	平成19年度
高齢者数		30,607 人	31,525 人	31,960 人
高齢化率		24.2%	25.0%	25.4%
出現率	65歳以上	21.4%	21.3%	21.0%
	75歳以上	36.0%	35.7%	34.9%
認定者数		6,550 人	6,722 人	6,736 人
	要支援 1	人	人	777 人
	要支援 2	人	人	879 人
	要支援 (経過的要介護)	1,402 人	1,271 人	0 人
	要介護 1	1,879 人	1,824 人	1,111 人
	要介護 2	1,025 人	1,164 人	1,262 人
	要介護 3	818 人	918 人	1,025 人
	要介護 4	652 人	711 人	796 人
	要介護 5	774 人	834 人	886 人
※被保険者内訳	1号被保険者	6,356 人	6,534 人	6,538 人
	2号被保険者	194 人	188 人	198 人
利用者数		5,319 人	5,440 人	5,399 人
利用者比率(在宅：施設)		82%：18%	82%：18%	83%：17%
利用率		80.7%	80.9%	80.2%

## 2. サービス関係

		平成17年度	平成18年度	平成19年度
在宅サービス 利用ベスト3	1位	訪問介護	訪問介護	訪問介護
	2位	通所介護	通所介護	通所介護
	3位	福祉用具貸与	福祉用具貸与	福祉用具貸与
在宅サービス利用者実数		4,382 人	4,489 人	4,462 人
施設サービス利用者実数		937 人	951 人	937 人
事業者数 (みなし指定含む)		519	520	526
		訪問介護37 訪問入浴7 訪問看護88 訪問リハ79 通所介護32 通所リハ13 短期入所生活介護8 短期入所療養介護9 グループホーム16 居宅療養管理指導150 福祉用具貸与14 居宅介護支援50 特養7 老健4 療養病床5	訪問介護40 訪問入浴5 訪問看護80 訪問リハ71 通所介護33 通所リハ16 短期入所生活介護8 短期入所療養介護9 グループホーム16 居宅療養管理指導157 福祉用具貸与11 居宅介護支援45 特養7 老健4 療養病床4 介護予防支援1 認知症デイ2 夜間対応型訪問1 福祉用具販売10	訪問介護39 訪問入浴5 訪問看護82 訪問リハ73 通所介護36 通所リハ11 短期入所生活介護9 短期入所療養介護8 グループホーム16 居宅療養管理指導161 福祉用具貸与11 居宅介護支援45 特養7 老健4 療養病床4 介護予防支援1 認知症デイ2 夜間対応型訪問1 福祉用具販売10 小規模多機能1
介護度分布		在宅サービスは要介護1、施設サービスは要介護5の利用者が一番多い。	在宅サービスは要介護1、施設サービスは要介護5の利用者が一番多い。	在宅サービスは要介護1、施設サービスは要介護5の利用者が一番多い。

# 平成19年度介護保険特別会計決算状況

H20.5.30出納閉鎖後

収 入		支 出	
科 目	決算額	科 目	決算額
保険料	1,684,910,940	総務費	185,217,833
現年度分特別徴収	1,513,527,180	一般管理費	81,909,539
現年度分普通徴収	161,907,870	徴收費	9,133,638
滞納繰越分	9,475,890	介護認定審査会費	18,076,647
分担金及び負担金	0	認定調査等費	76,098,009
使用料及び手数料	201,900	趣旨普及費	0
国庫支出金	2,304,907,600	計画策定委員会費	0
介護給付費負担金	1,668,100,000	保険給付費	8,984,364,772
地域支援事業交付金	55,225,600	介護サービス等諸費	8,314,485,499
調整交付金	579,013,000	介護予防サービス等諸費	230,302,069
過年度交付金	0	高額介護サービス等費	146,412,360
その他補助金	2,569,000	審査支払手数料	14,120,424
支払基金交付金	2,801,668,618	市町村特別給付金	0
介護給付費交付金	2,781,331,618	特定入所者介護サービス費	279,043,220
地域支援事業交付金	20,337,000	特定入所者介護予防サービス費	1,200
県支出金	1,304,110,709	地域支援事業費	122,867,501
介護給付費負担金	1,279,764,393	介護予防事業費	6,847,828
地域支援事業交付金	24,346,316	包括的支援事業費	81,156,338
財産収入	173,985	選択型地域支援事業費	34,863,335
寄付金	0	財政安定化基金拠出金	35,897,000
繰入金	1,330,980,670	保健福祉事業費	0
一般会計繰入金	1,330,980,670	準備基金積立金	23,756,458
介護給付費繰入金	1,123,045,597	公債費	0
地域支援事業費繰入金	24,330,140	予備費	0
その他一般会計繰入金	183,604,933	諸支出金	24,877,163
準備基金繰入金	0	償還金及び還付加算金	24,877,163
その他繰入金	0	延滞金	0
繰越金	43,523,498	繰出金	0
市町村債	0	支出合計②	9,376,980,727
財政安定化基金貸付金	0	収支状況(翌年度繰越金)①-②	93,600,183
その他市町村債	0		
諸収入	102,990		
延滞金、加算及び過料	5,100		
預金利子			
雑入	97,890		
収入合計①	9,470,580,910		

歳出決算額の主なものは、総務費(事務費関係)の183,762,533円と保険給付費(介護サービス給付費関係)の8,984,364,772円と、地域支援事業費の122,867,501円である。

単年度決算で93,600,183円が平成20年度へ繰越となったが、国庫支出金、支払基金交付金の翌年度精算により、52,692,984円を償還、8,306,079円追加交付をそれぞれ平成20年度会計で精算する。

# 平成18年度介護保険事業特別会計決算状況

H19.5.31出納閉鎖後

収 入		支 出	
科 目	決算額	科 目	決算額
保険料	1,619,087,090	総務費	191,203,269
現年度分特別徴収	1,359,965,070	一般管理費	87,117,727
現年度分普通徴収	249,541,620	徴收費	9,403,353
滞納繰越分	9,580,400	介護認定審査会費	18,290,955
分担金及び負担金	0	認定調査等費	76,391,234
使用料及び手数料	278,600	趣旨普及費	0
国庫支出金	2,255,978,890	計画策定委員会費	0
介護給付費負担金	1,606,254,000	保険給付費	8,787,421,349
地域支援事業交付金	46,643,890	介護サービス等諸費	8,302,668,779
調整交付金	603,081,000	介護予防サービス等諸費	38,416,614
過年度交付金	0	高額介護サービス等費	151,729,368
その他補助金	0	審査支払手数料	14,670,688
支払基金交付金	2,732,792,000	市町村特別給付金	0
介護給付費交付金	2,719,616,000	特定入所者介護サービス費	279,928,340
地域支援事業交付金	13,176,000	特定入所者介護予防サービス費	7,560
県支出金	1,275,864,474	地域支援事業費	100,735,393
介護給付費負担金	1,255,892,968	介護予防事業費	5,487,390
地域支援事業交付金	19,971,506	包括的支援事業費	57,573,087
財産収入	60,596	選択型地域支援事業費	37,674,916
寄付金	0	財政安定化基金拠出金	35,897,000
繰入金	1,310,600,952	保健福祉事業費	0
一般会計繰入金	1,310,600,952	準備基金積立金	60,596
介護給付費繰入金	1,098,427,669	公債費	0
地域支援事業費繰入金	19,969,014	予備費	0
その他一般会計繰入金	192,204,269	諸支出金	35,842,197
準備基金繰入金	0	償還金及び還付加算金	35,842,197
その他繰入金	0	延滞金	0
繰越金	0	繰出金	0
市町村債	0	支出合計②	9,151,159,804
財政安定化基金貸付金	0	収支状況(翌年度繰越金)①-②	43,523,498
その他市町村債	0		
諸収入	20,700		
延滞金、加算及び過料	8,700		
預金利子			
雑入	12,000		
収入合計①	9,194,683,302		

歳出決算額の主なものは、総務費(事務費関係)の191,203,269円と保険給付費(介護サービス給付費関係)の8,787,421,349円と、本年度から実施した地域支援事業費の100,735,393円である。

単年度決算で43,523,498円が平成19年度へ繰越となったが、国庫支出金、支払基金交付金、県費支出金の翌年度精算により、24,425,643円を償還、4,484,618円追加交付をそれぞれ平成19年度会計で精算する。

# 平成17年度介護保険特別会計決算状況

H18.5.31出納閉鎖後

収 入		支 出	
科 目	決算額	科 目	決算額
保険料	1,299,522,970	総務費	211,822,993
現年度分特別徴収	1,043,875,670	一般管理費	106,153,442
現年度分普通徴収	247,163,820	徴収費	13,050,464
滞納繰越分	8,483,480	介護認定審査会費	18,599,495
分担金及び負担金	0	認定調査等費	73,764,176
使用料及び手数料	238,800	趣旨普及費	236,250
国庫支出金	2,258,809,000	計画策定委員会費	19,166
介護給付費負担金	1,717,268,000	保険給付費	8,517,721,007
調整交付金	538,933,000	介護サービス等諸費	7,995,652,998
過年度交付金		支援サービス等諸費	452,698,797
その他補助金	2,608,000	高額介護サービス等費	55,191,368
支払基金交付金	2,747,683,000	審査支払手数料	14,177,844
県支出金	1,064,717,018	市町村特別給付金	0
介護給付費負担金	1,064,717,018	財政安定化基金拠出金	7,418,360
その他補助金	0	保健福祉事業費	0
財産収入	21,665	準備基金積立金	21,665
寄付金	0	公債費	0
繰入金	1,290,143,483	予備費	0
一般会計繰入金	1,273,691,319	諸支出金	31,852,811
介護給付費繰入金	1,064,715,126	償還金及び還付加算金	31,852,811
その他一般会計繰入金	208,976,193	延滞金	0
準備基金繰入金	16,452,164	繰出金	0
その他繰入金	0	支出合計②	8,768,836,836
繰越金	0	収支状況(翌年度繰越金)①-②	0
市町村債	107,691,000		
財政安定化基金貸付金	107,691,000		
その他市町村債	0		
諸収入	9,900		
延滞金、加算及び過料	9,900		
預金利子			
雑入			
収入合計①	8,768,836,836		

歳出決算額の主なものは、総務費(事務費関係)の211,822,993円と保険給付費(介護サービス給付費関係)の8,517,721,007円である。

単年度決算において、財政安定化基金貸付金を107,691,000円借り受け、介護給付費準備基金を16,452,164円取り崩し繰り入れた。※準備基金残高は53,200,227円。

国庫支出金のうち介護給付費(国費)負担金について、交付余剰額13,723,799円が生じ、支払基金交付金についても、22,012,278円の交付余剰額が生じており、いずれも平成18年度会計で償還する。

# 介護給付費の伸び（サービス種類別）

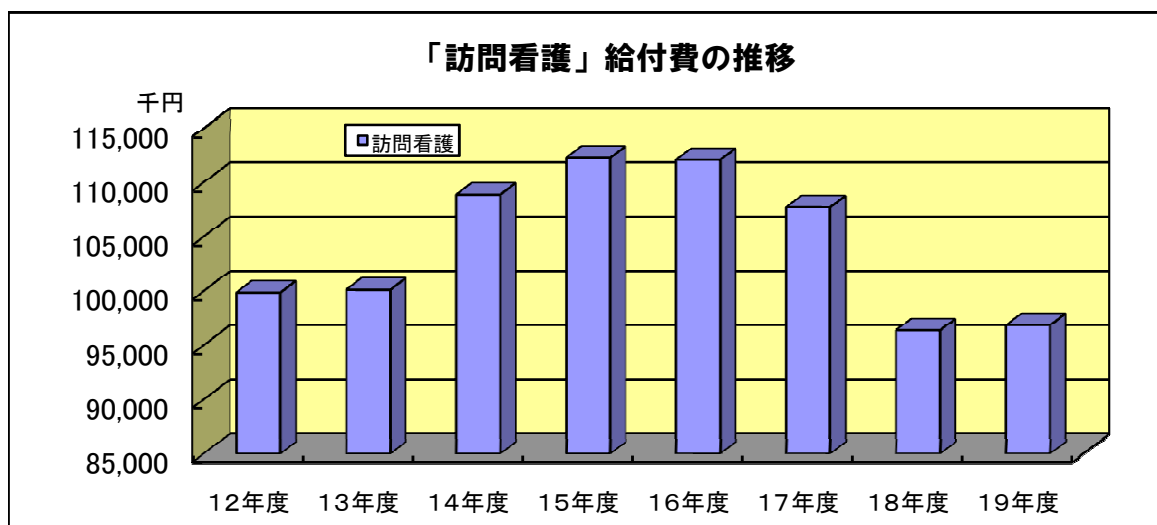
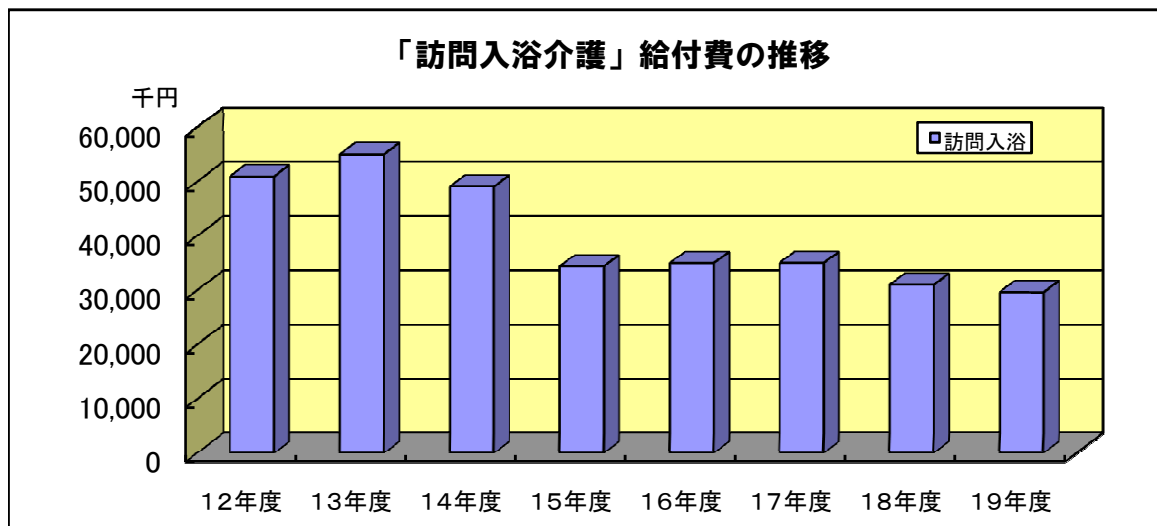
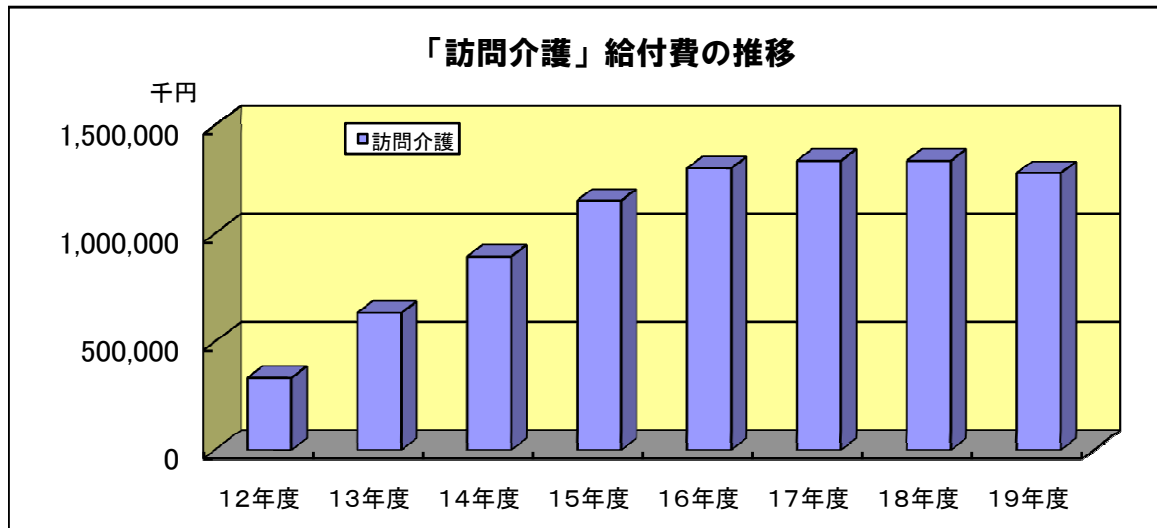
単位：千円

サービス種類	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度		事業計画(H19)			
	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	介護給付費	構成比	前年比	介護給付費	実績-計画	執行率
訪問介護	333,592	634,882	894,770	1,152,465	1,303,113	1,337,716	1,337,860	1,280,257	14.2%	96%	1,354,640	-74,383	95%
訪問入浴	50,926	55,026	49,075	34,379	34,990	35,044	31,014	29,621	0.3%	96%	35,549	-5,928	83%
訪問看護	99,857	100,114	108,877	112,272	112,083	107,721	96,373	96,852	1.1%	100%	127,863	-31,011	76%
訪問リハ	10,910	12,622	11,475	11,506	9,246	7,860	9,967	13,004	0.1%	130%	8,979	4,025	145%
通所介護	270,890	396,250	698,678	849,473	1,020,498	1,200,956	1,402,313	1,588,331	17.7%	113%	1,288,290	300,041	123%
通所リハ	543,291	643,166	552,051	637,976	757,677	772,195	652,310	687,024	7.6%	105%	836,537	-149,513	82%
福祉用具貸与	48,797	102,419	147,089	186,562	216,357	232,877	225,480	226,998	2.5%	101%	274,799	-47,801	83%
ショート	145,564	249,407	287,817	313,996	313,362	330,542	332,538	367,896	4.1%	111%	353,803	14,093	104%
居宅療養管理指導	13,687	15,360	15,218	12,610	11,993	11,180	15,862	16,831	0.2%	106%	12,781	4,050	132%
グループホーム	82,550	119,625	177,506	239,402	359,682	552,610	729,288	738,140	8.2%	101%	644,235	93,905	115%
特定施設入所生活	19,165	19,251	16,342	14,514	12,698	13,518	22,730	29,782	0.3%	131%	18,565	11,217	160%
特定入所者(ショート)						7,597	16,915	18,250	0.2%	108%	40,614	-22,364	45%
夜間対応型訪問介護							1,124	3,565	0.0%	317%	23,213	-19,648	15%
認知症対応型通所介護							24,300	32,287	0.4%	133%	7,534	24,753	429%
小規模多機能型居宅介護							0	14,337	0.2%	#DIV/0!	13,984	353	103%
居宅介護支援	148,800	198,523	249,740	339,100	392,656	420,599	523,277	503,487	5.6%	96%	427,629	75,858	118%
住宅改修	31,377	57,293	69,715	73,613	63,701	57,480	57,124	54,175	0.6%	95%	57,981	-3,806	93%
福祉用具購入	9,306	12,284	14,770	17,374	16,416	15,587	15,932	18,401	0.2%	115%	15,144	3,257	122%
その他償還払い	1,348	2,328	17	0	0	0	0	0	0.0%		0	0	
特養	1,262,898	1,400,975	1,737,138	1,751,273	1,757,470	1,647,052	1,472,666	1,499,068	16.7%	102%	1,553,871	-54,803	96%
老健	888,625	984,925	1,234,615	1,243,233	1,189,401	1,145,451	982,109	1,005,159	11.2%	102%	1,072,341	-67,182	94%
療養型	355,331	404,788	438,537	490,553	508,089	440,873	408,819	339,574	3.8%	83%	415,626	-76,052	82%
特定入所者(3施設)						111,494	263,020	260,794	2.9%	99%	251,572	9,222	104%
高額介護サービス	18,200	36,371	45,596	51,032	52,695	55,191	151,729	146,412	1.6%	96%	71,758	74,654	204%
審査支払手数料	6,915	9,712	12,483	14,876	13,642	14,178	14,671	14,120	0.2%	96%	16,581	-2,461	85%
総給付費	4,342,029	5,455,321	6,761,509	7,546,209	8,145,769	8,517,721	8,787,421	8,984,365		102%	8,923,889	60,476	101%

## 在宅・施設別

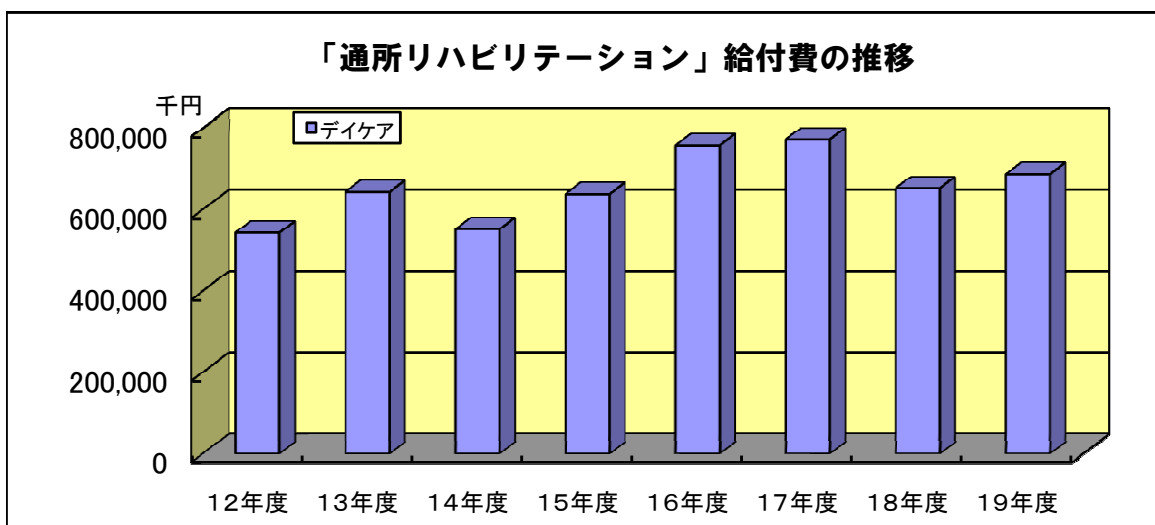
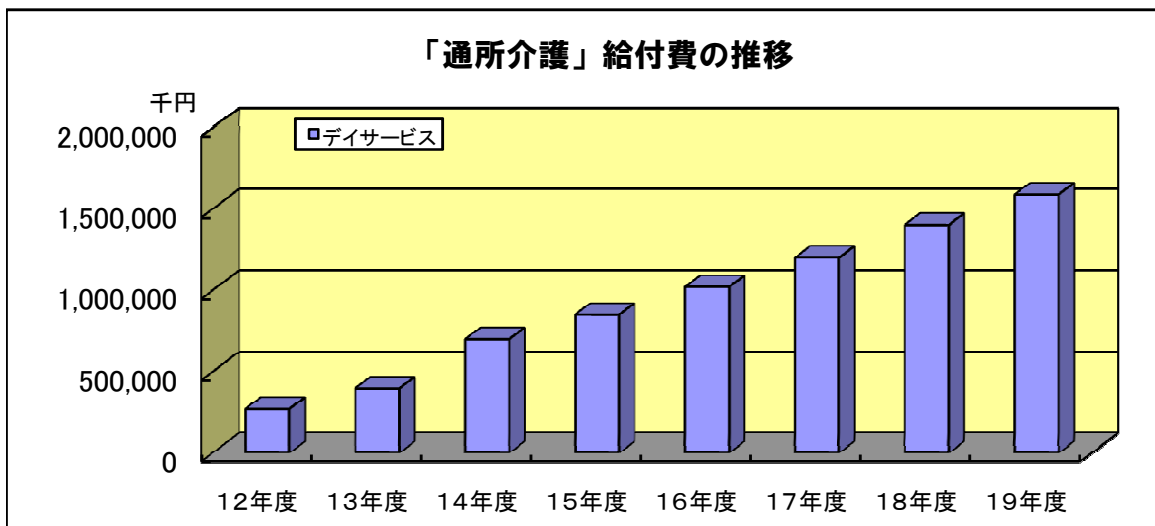
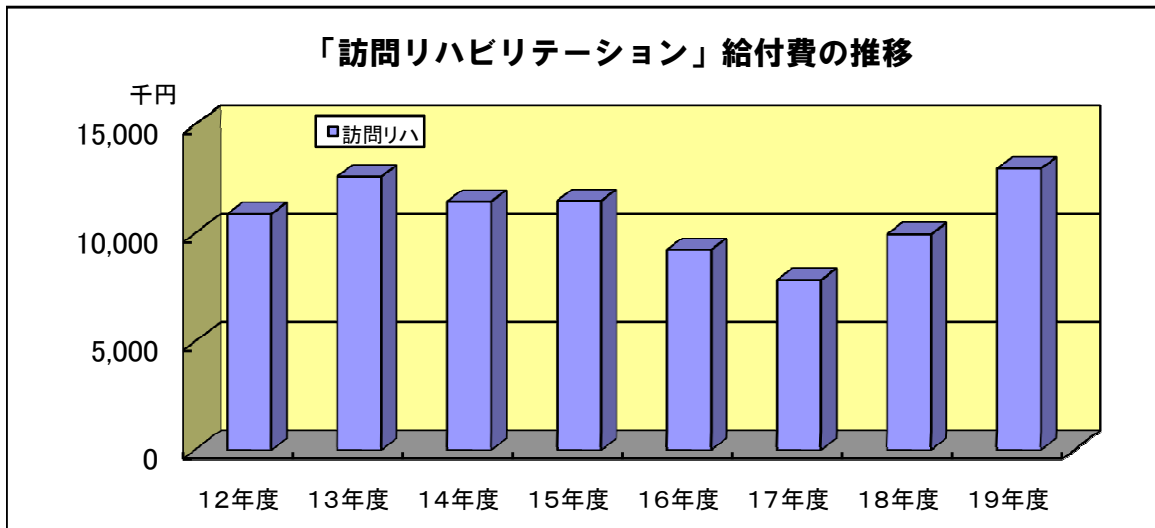
在宅	1,810,060	2,618,550	3,293,140	3,995,242	4,624,472	5,103,482	5,494,407	5,719,238	64.8%	104%	5,542,140	177,098	103%
施設	2,506,854	2,790,688	3,410,290	3,485,059	3,454,960	3,344,870	3,126,614	3,104,595	35.2%	99%	3,293,410	-188,815	94%

## 各サービスごとの給付費の推移（平成12年度～平成19年度）

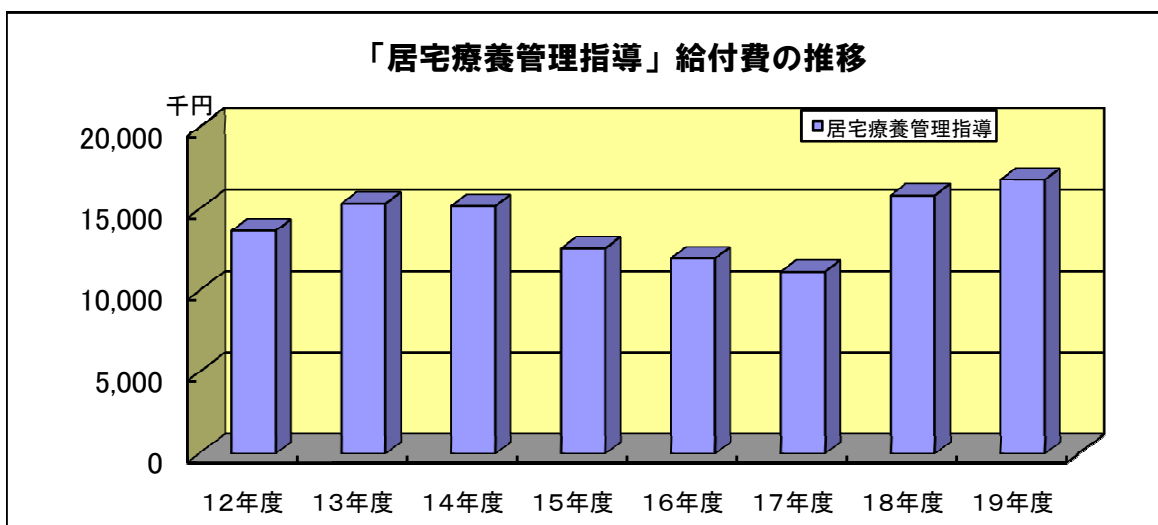
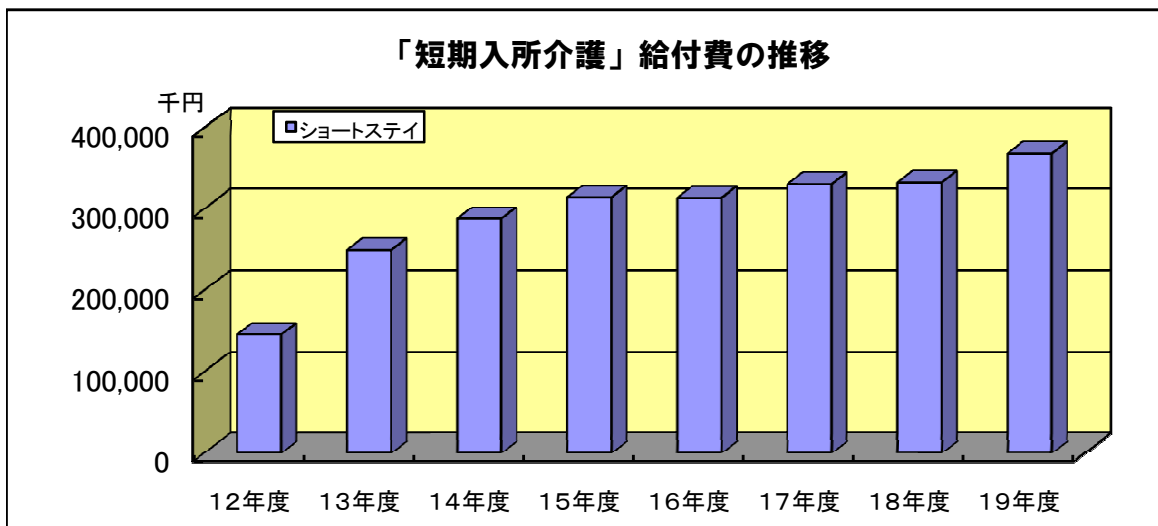
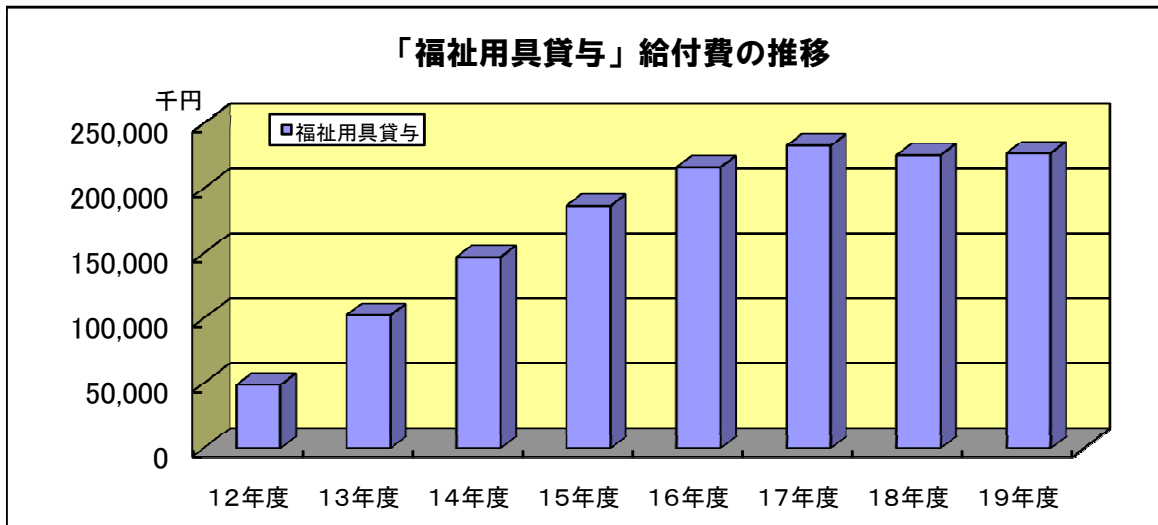




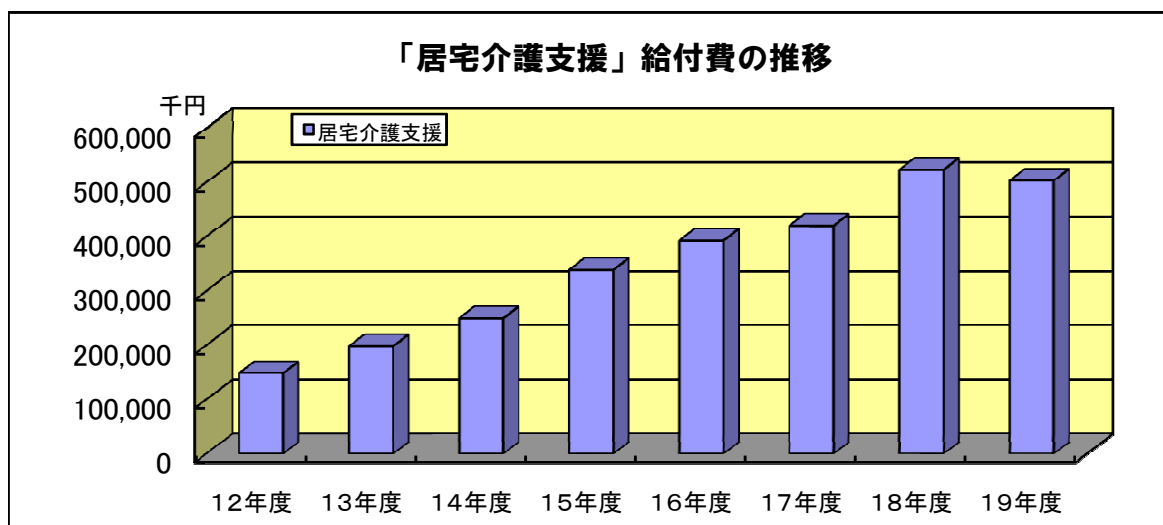
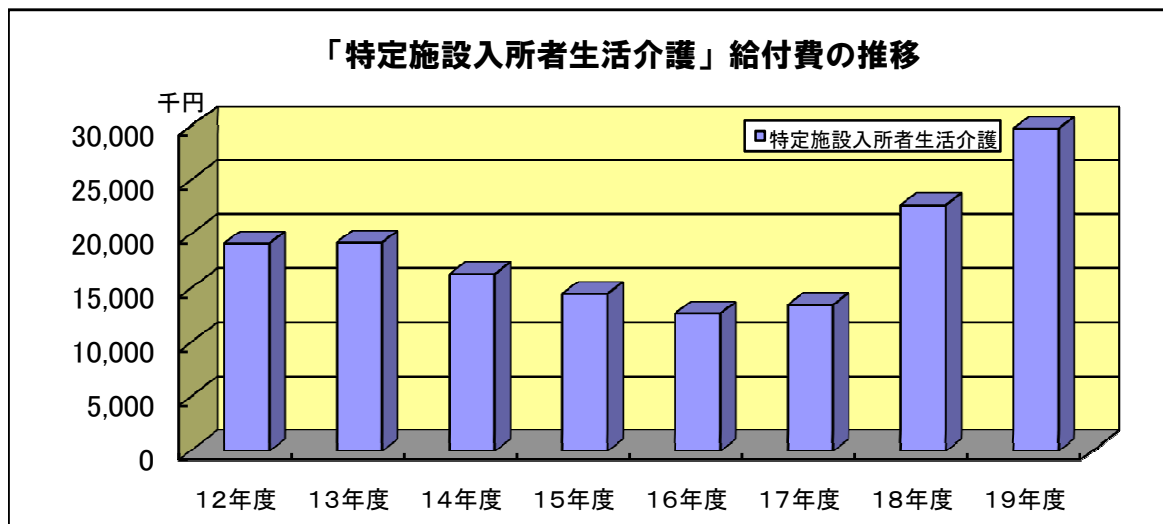
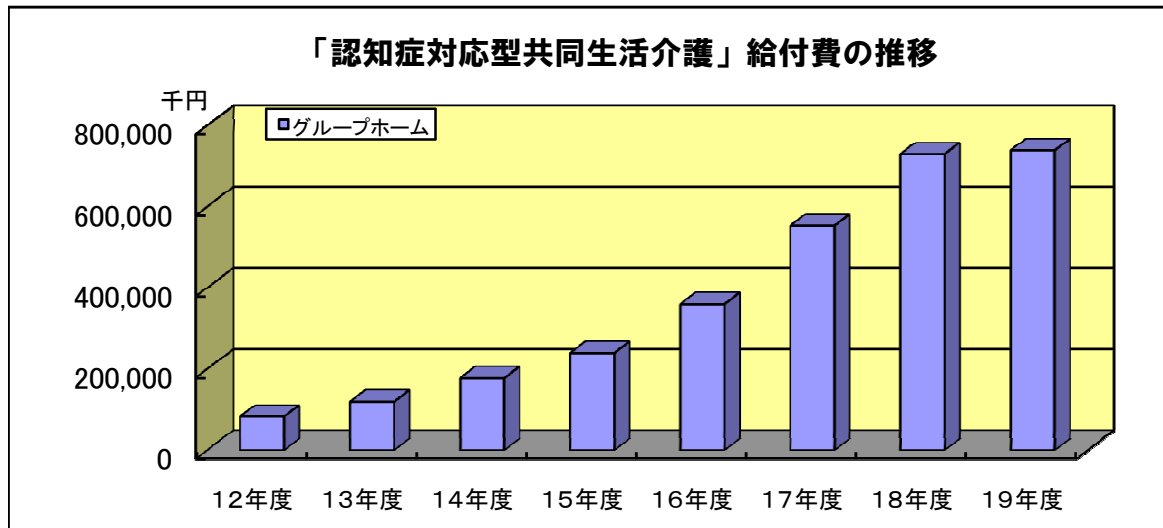
## 各サービスごとの給付費の推移（平成12年度～平成19年度）



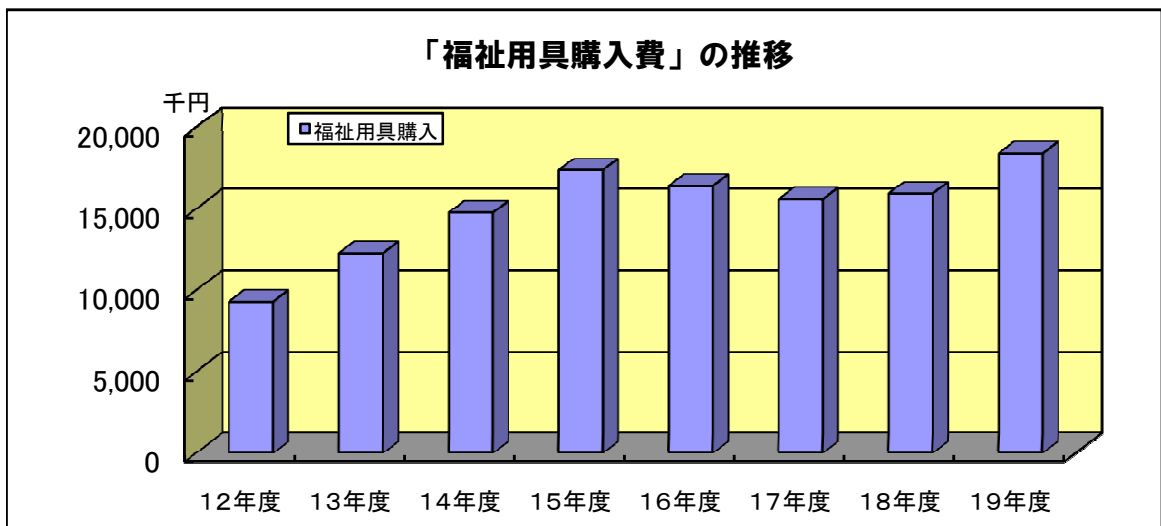
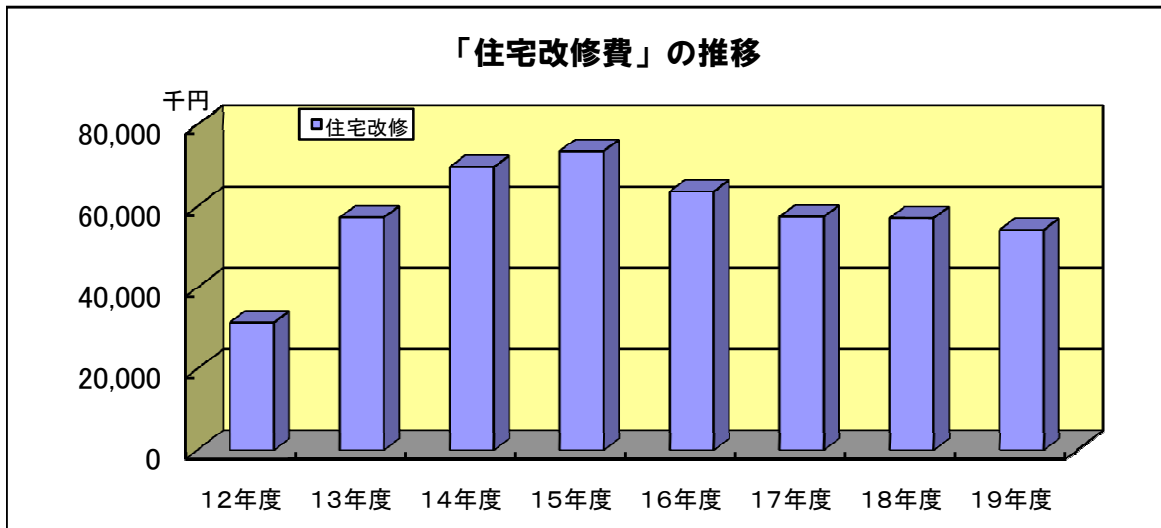
## 各サービスごとの給付費の推移（平成12年度～平成19年度）



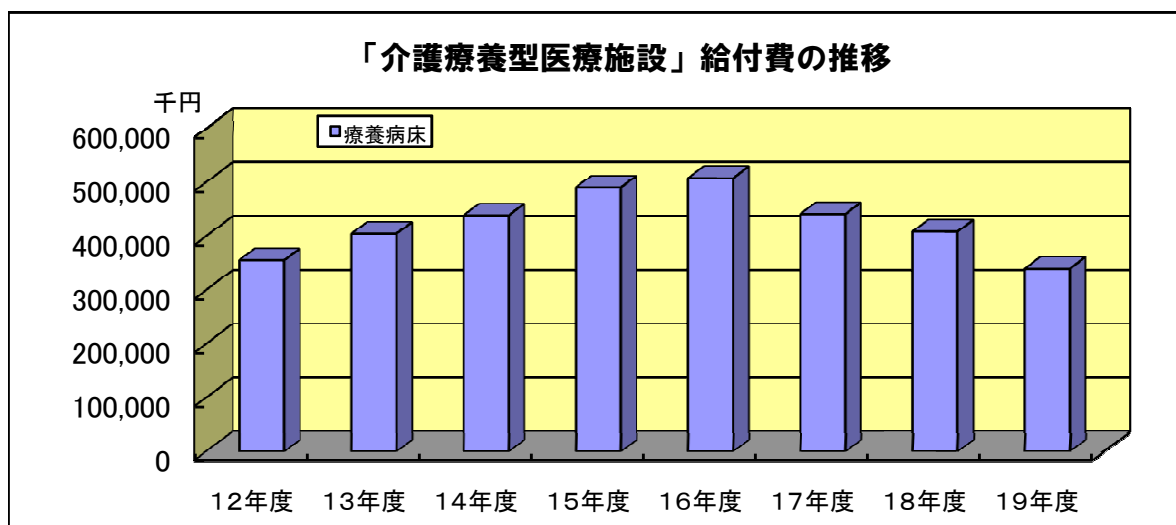
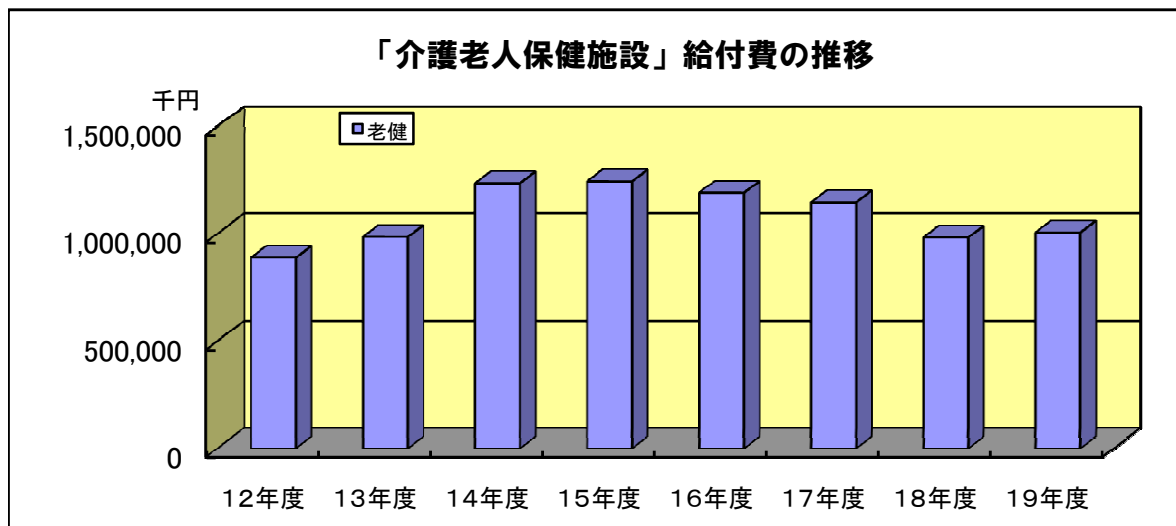
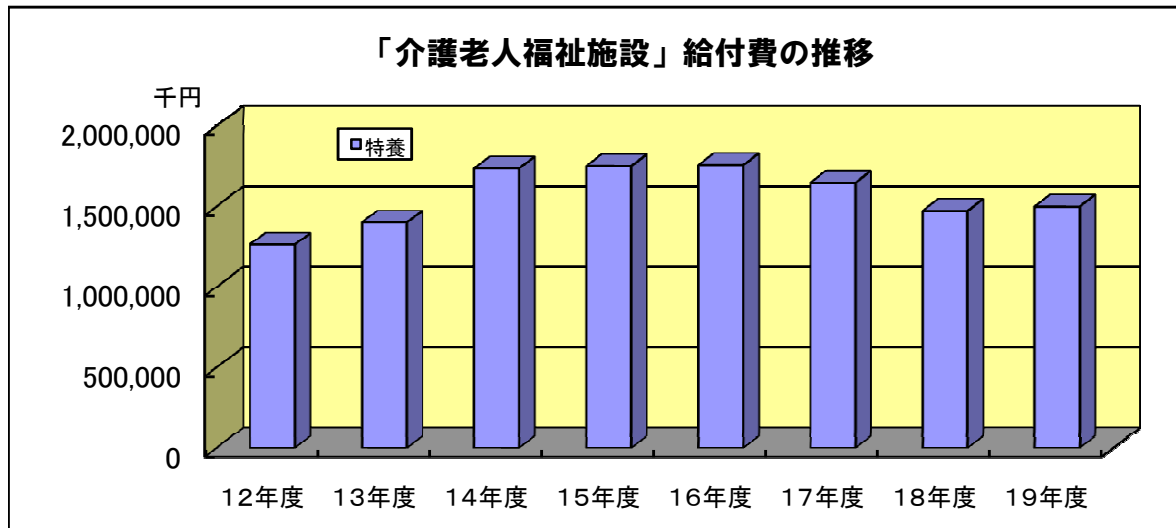
## 各サービスごとの給付費の推移（平成12年度～平成19年度）



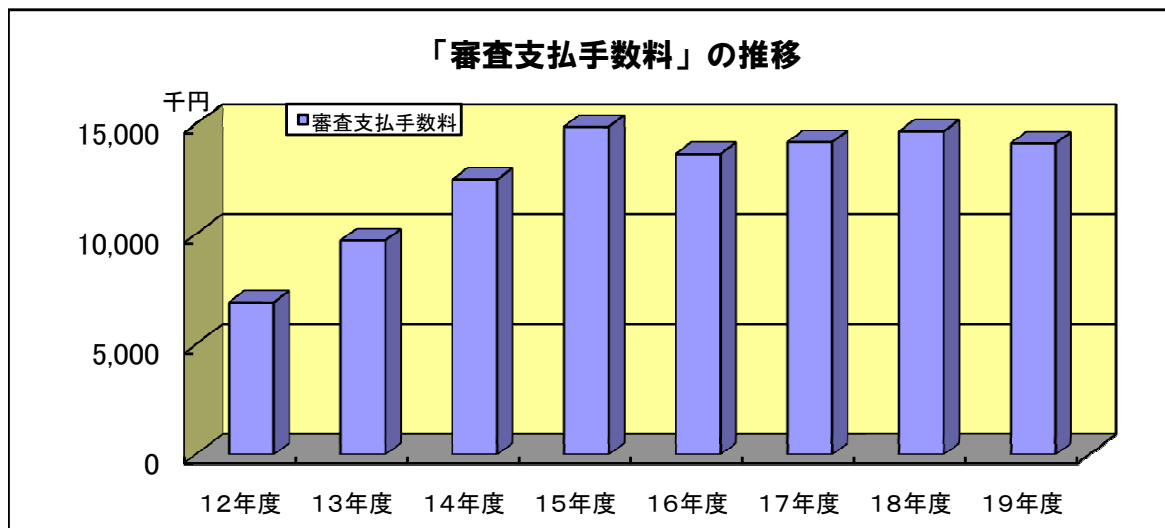
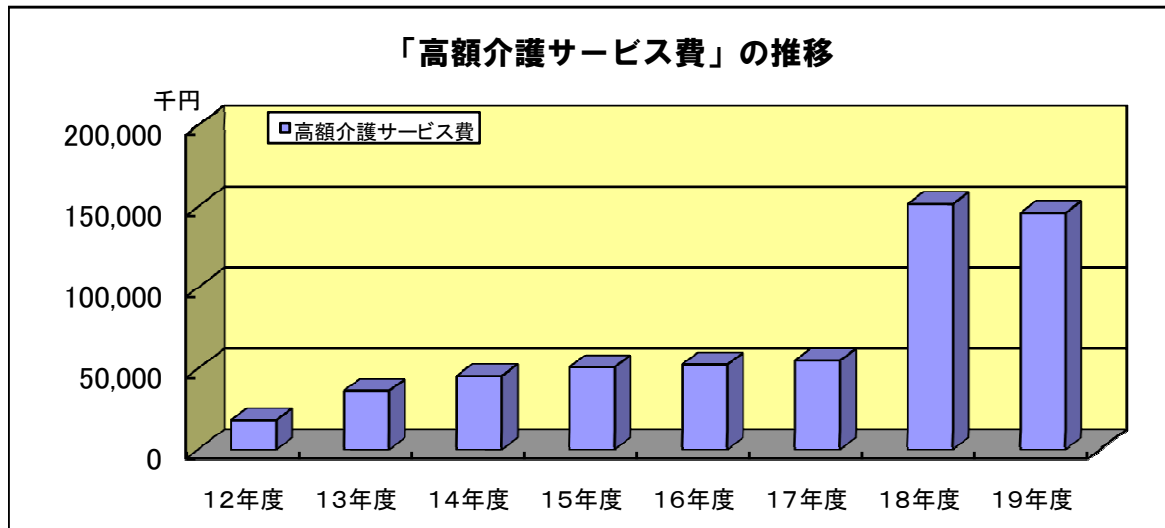
## 各サービスごとの給付費の推移（平成12年度～平成19年度）



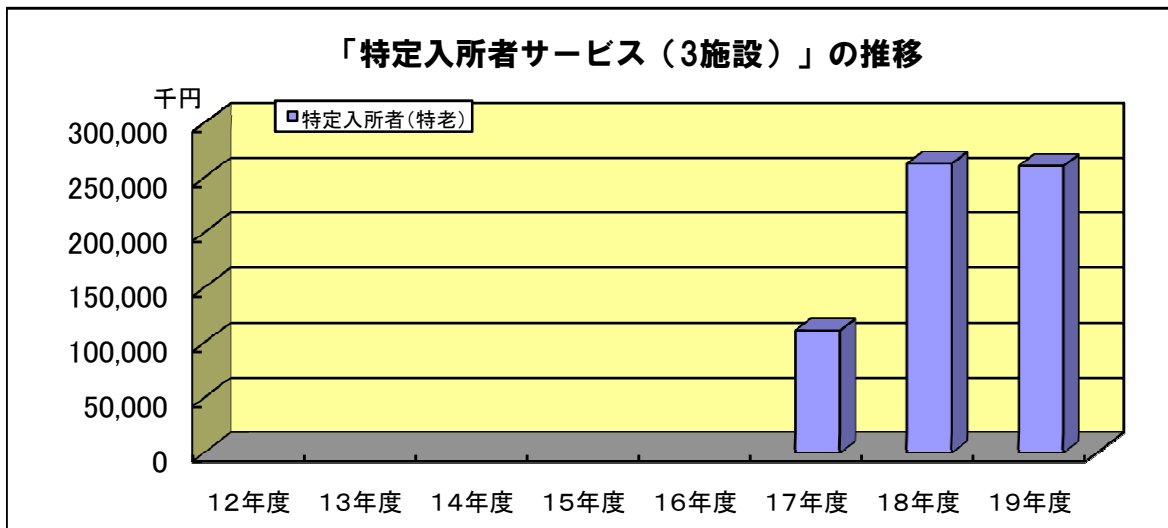
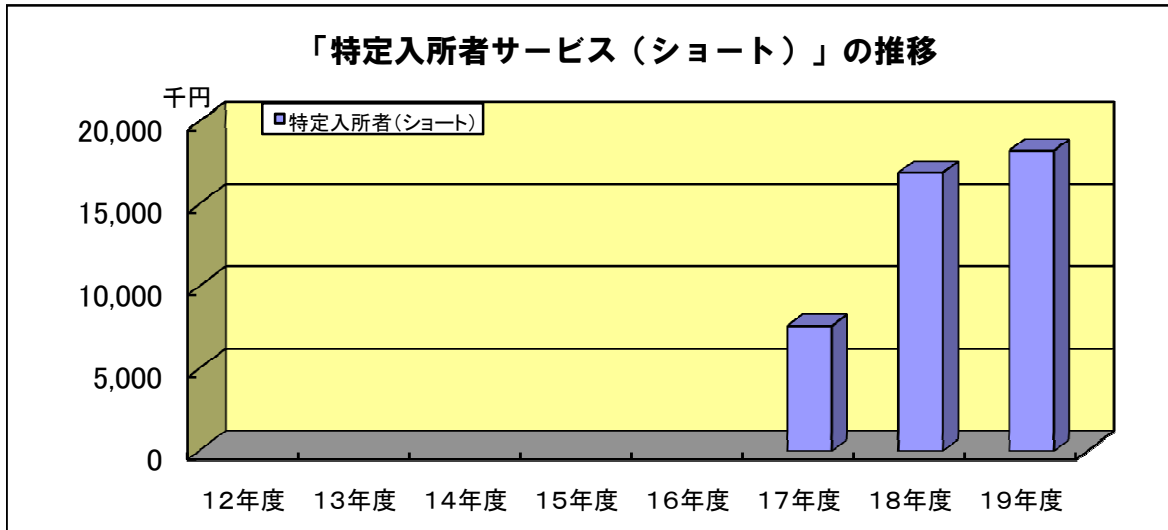
## 各サービスごとの給付費の推移（平成12年度～平成19年度）



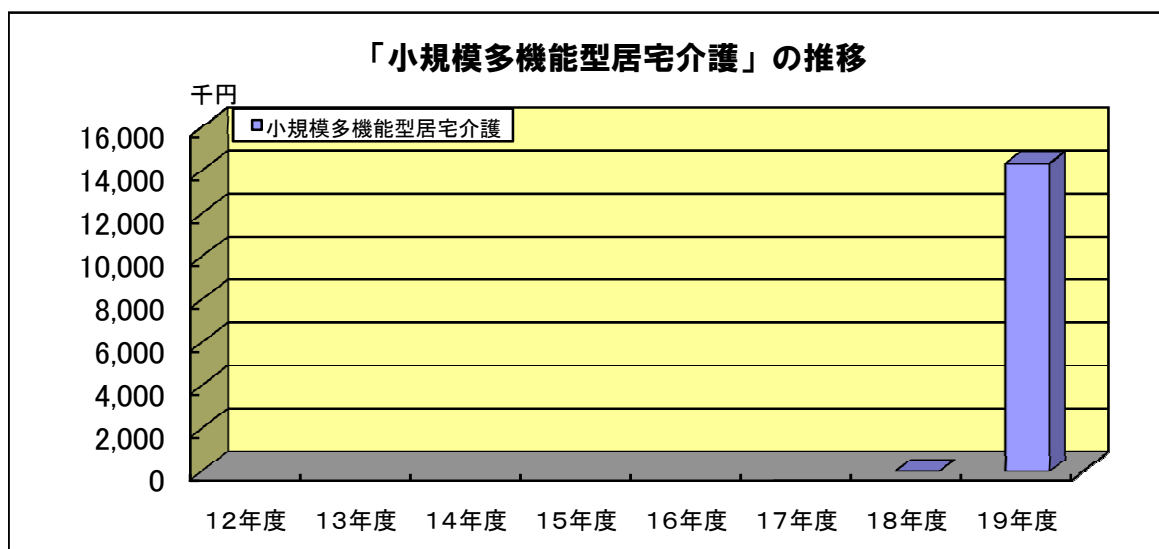
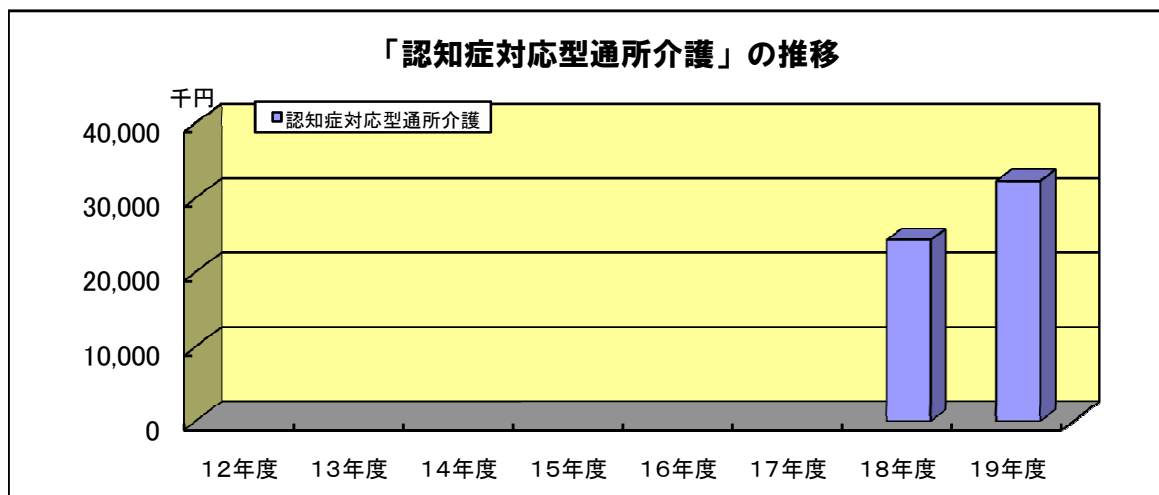
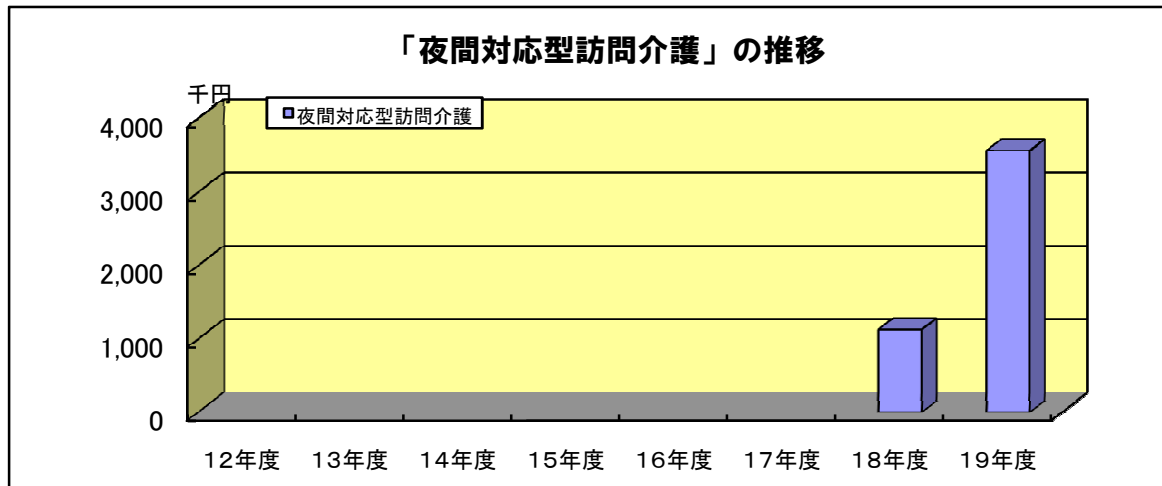
## 各サービスごとの給付費の推移（平成12年度～平成19年度）



## 各サービスごとの給付費の推移（平成12年度～平成19年度）



## 各サービスごとの給付費の推移（平成12年度～平成19年度）





## 高齢者福祉施策一般実施状況

事業名	平成17年度実績		平成18年度実績		平成19年度実績		平成20年度
	決算額 (千円)	内容	決算額 (千円)	内容	決算額 (千円)	内容	予算額 (千円)
生き生きデイサービス事業	784	延べ利用者数 196人	1,368	延べ利用者数 342人	1,328	延べ利用者数 332人	1,728
老人短期入所事業(特養)	639	利用者 10名	98	利用者 3名	122	利用者 3名	344
福祉電話貸与事業	1,298	貸与台数 50台	1,139	貸与台数 46台	1,084	貸与台数 44台	1,303
緊急通報体制整備事業	3,871	設置台数 409台	3,508	設置台数 406台	2,579	設置台数 396台	3,660
見守り推進員活動事業	3,638	見守り推進員 209名	3,457	見守り推進員 209名	3,536	見守り推進員 209名	3,537
ねたきり老人等ふれあい介護者慰労金支給事業	27,770	支給月数 5,554月	5,885	支給月数 933月	5,973	支給月数 937月	6,361
ねたきり老人等整髪サービス事業	1,489	延べ利用回数 331回	1,363	延べ利用回数 303回	1,390	延べ利用回数 309回	1,557
老人クラブ助成事業	4,927	新居浜市老人クラブ 連合会 148団体 9,750人	1,820	新居浜市老人クラブ 連合会 140団体 8,809人	5,374	新居浜市老人クラブ 連合会 137団体 8,380人	5,445
老人集会所整備事業	234	1ヶ所整備	/	/	471	2ヶ所整備	480
老人広場整備事業	69	6ヶ所	80	5ヶ所	99	4ヶ所	189
笑いの介護予防促進事業	/	/	1,200	市内4ヶ所 参加者610人	1,200	市内4ヶ所 参加者650人	1,545
合計	44,719		19,918		23,156		26,149

地域支援事業実施状況

事業名	平成18年度実績		平成19年度実績	
	決算額 (千円)	内 容	決算額 (千円)	内 容
介護予防特定高齢者施策事業費	3,897	特定高齢者把握事業:135人 通所型介護予防事業参加者:26人	4,579	特定高齢者把握事業:1,262人 通所型介護予防事業参加者:46人
介護予防一般高齢者施策事業費	1,591	介護予防教室開催:16回 介護予防教室参加者:延べ339人	2,269	介護予防教室開催:16回 介護予防教室参加者:延べ384人
総合相談権利擁護事業費	96	相談受付件数:3,244件 継続的支援件数:189件	253	相談受付件数:3,323件 継続的支援件数:192件
包括的継続的ケアマネジメント支援事業費	177	介護支援専門員研修会開催:4回 介護支援専門員研修会参加者:396人 地域ケアネットワーク推進協議会開催:49回	242	介護支援専門員研修会開催:3回 介護支援専門員研修会参加者:276人 地域ケアネットワーク推進協議会開催:61回
地域包括支援センター管理事業費	57,299	地域包括支援センター職員の人件費等	80,662	地域包括支援センター職員の人件費等
介護費用適正化事業費	16,137	介護費用適正化に従事する職員の人件費等	16,902	介護費用適正化に従事する職員の人件費等
家族介護教室事業費	1,020	介護実習等の教室開催:36回 介護実習等の教室参加者:721人	1,290	介護実習等の教室開催:43回 介護実習等の教室参加者:961人
認知症高齢者見守り事業費	27	徘徊高齢者の家族支援利用者:1人	43	徘徊高齢者の家族支援利用者:2人
寝たきり老人衛生用品支給事業費	7,440	紙オムツの支給:128,790枚 尿とりパット:255,748枚	8,407	紙オムツの支給:133,170枚 尿とりパット:301,580枚
成年後見人制度利用支援事業費	83	市長申し立て:1件	0	市長申し立て:0件
福祉用具住宅改修支援事業費	38	利用者:19人	44	利用者:22人
配食サービス事業費	9,893	配食数:42,969食	7,667	配食数:延べ33,399食
介護相談員派遣事業費	638	7施設:延べ268人派遣	510	16施設:延べ334人派遣
高齢者の生きがいと健康づくり事業費	2,400	老人クラブ連合会委託、クローケー、グランドゴルフ、輪投げ、三世交代事業等実施	0	
計	100,736		122,868	

# 新居浜市高齢者保健福祉計画2007(保健センター実施分)

(健康手帳)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	実績	実績	実績	実績	目標
健康手帳の交付	1,567	1,851	1,639	1,100	1,200

(健康教育)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		実績	実績	実績	実績	目標
個別 健康教育	実施実人員	41	17	21	20	—
	被指導延べ人員	164	68	84	80	—
	高脂血症	60	32	68	24	—
	糖尿病	36	36	16	56	—
	高血圧	68	0	0	0	—
	禁煙	0	0	0	0	—
集団 健康教育	実施回数	149	109	110	130	140
	被指導延べ人員	3,469	3,322	4,223	4,174	3,500
	歯周疾患	280	86	383	496	—
	骨粗鬆症	542	288	272	28	—
	病態別	1,679	1,512	1,221	697	—
	薬	0	0	60	0	—
介護家族 健康教育	実施回数	0	0	0	0	0
	被指導延べ人員	0	0	0	0	0

(健康相談)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		実績	実績	実績	実績	目標
重点 健康相談	実施回数	80	57	51	65	80
	被指導延べ人員	1,133	1,138	837	869	1,000
	高血圧	260	412	246	198	—
	歯周疾患	30	34	57	254	—
	骨粗鬆症	345	154	43	28	—
介護家族 健康相談	実施回数	0	0	0	0	0
	被指導延べ人員	0	0	0	0	0
総合 健康相談	実施回数	554	316	284	278	300
	被指導延べ人員	4,524	2,273	1,896	1,818	3,000

(健康診査)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度		平成20年度
	実績	実績	実績	実績	受診率(%) 65歳以上	目標
基本健康診査	10,901	11,684	11,367	11,173	30.5	8,025
胃がん検診	552	610	608	619	1.7	342
肺がん検診	596	635	569	633	1.7	362
大腸がん検診	6,819	7,297	7,190	7,027	19.2	5,084
子宮がん検診	605	562	503	519	3.9	151
乳がん検診	229	384	352	395	3.3	61
骨粗鬆症健診	300	—	58	88	0.4	21
成人歯科健診	241	228	546	701	1.3	126

(訪問指導) ※65歳以上

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	実績	実績	実績	実績	目標
要指導者	734	753	562	266	—
個別健康教育	0	10	14	240	—
閉じこもり予防	50	7	22	66	—
介護家族	97	155	112	27	—
寝たきり者	250	85	5	14	—
認知症老人	102	177	103	76	—
その他	258	122	3	51	—
計	1,491	1,309	785	740	500

※H18年度老人保健事業実施要領の改正により、対象年齢の変更があったため、65歳以上の訪問指導者が減少した。

# 第4期計画の位置づけ

## 1 法的位置づけの変更について

平成18年度から平成20年度の3年間を計画期間とする「第3期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」は、老人保健法に基づく「市町村老人保健計画」および老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」並びに介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」の3法に規定され一体のものとして策定されました。

しかし、平成18年6月に「健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、市町村老人保健計画は他の2計画と一体のものとして作成しなければならない規定が削除されたため、平成21年度を初年度とする第4期計画においては「老人福祉計画」および「介護保険事業計画」の2計画を一体的に策定することになりました。

なお、老人保健法は全面改正され、従来の老人保健事業は平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」および「健康増進法」に移行され実施されるため、次期計画はこれらとの調和を保ちつつ作成していくこととなります。

## 2 次期計画の期間及び見直し時期

「介護保険事業計画」は介護保険法第 117 条第1項の規定に基づき3年を1期として計画内容を見直す必要があります。そのため平成20年度に平成21年度から平成23年度を計画期間とする次期計画の策定を行います。また、老人福祉計画は、老人福祉法第20条の8第6項および介護保険法 117 第4項の規定に基づき、介護保険事業計画と一体的に策定します。

なお、次期計画においては、第3期に策定された老人保健計画関連の施策内容について事業評価を行い、その結果状況を盛り込むとともに、移行された法律との関連を図りつつ策定することになります。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
現在の計画						
	第3期介護保険事業計画 高齢者保健福祉計画					
次期の計画						
			見直し 計画策定	第4期介護保険事業計画 高齢者福祉計画		

## ○介護保険法(抜粋)

(市町村介護保険事業計画)

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み並びにその見込量の確保のための方策

二 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策

三 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(介護給付に係るものに限る。)の円滑な提供を図るための事業に関する事項

四 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(予防給付に係るものに限る。)の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

五 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項

3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

5 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第七條に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

8 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

○老人福祉法(抜粋)

(市町村老人福祉計画)

第二十条の八 市町村は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村老人福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標
- 二 前号の老人福祉事業の量の確保のための方策
- 三 その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項

3 市町村は、前項第一号の目標(老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。)を定めるに当たっては、介護保険法第百十七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み(同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービス並びに介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。)を勘案しなければならない。

4 厚生労働大臣は、市町村が第二項第一号の目標(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。)を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。

5 市町村老人福祉計画は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して作成されなければならない。

6 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

7 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

9 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

## ○見直しにあたっての要点

### ①介護予防や地域支援事業などの新規導入された事業についての評価・見直し

平成 18 年度の制度改革で予防重視型システムへと転換が行われ、新予防給付(要支援1～2)・地域支援事業(特定高齢者)が創設されています。

予防重視型システムへの転換により開始された介護予防、地域支援事業について実績と推計値を評価するのは第4期計画が初めてとなります。新たな事業の運営が本格化した中で評価、見直しを行うことで第3期計画の総括を行うと同時に、現状の把握に努める必要があります。

### ②介護給付適正化事業への取り組みと実施結果の今後への反映

介護保険制度への信頼性を高めるとともに、介護保険を将来に渡って安定して継続していくためにも介護サービスの適正化に対する取り組みがより重要視されています。

県が平成 19 年度に策定した「介護給付適正化計画」においては、県と保険者が一体となって介護給付適正化への取り組みを推進することがねらいとされており、保険者には、①要介護認定の適正化、②ケアマネジメント等の適正化、③事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化、④制度の周知、以上4点の適正化事業について推進が求められています。

平成 22 年度には適正化事業の実施率 100%という国の期待する目標もあり、地域の実情に応じた効果的な適正化事業の推進する必要があります、それらを第4期事業計画に盛り込む必要があります。

### ③療養病床の再編成

平成 18 年度からの医療制度改革の一環として、介護療養型医療施設については平成 23 年度末に廃止、医療療養病床については平成 24 年度末までに介護保健施設への転換を進めることとされている。

地域の療養病床に入院している高齢者の実態を把握し、医療の必要性の高い高齢者には引き続き必要な医療サービスを、医療の必要性の低い高齢者に対しては状態にあった介護給付対象サービスが提供されるよう転換を進めていくことが重要となり、今回の第4期介護保険の事業量推計の際には上記の療養病床の転換分について見込むことが保険料算定にとって重要な要素となります。

### ④他計画との連携、整合性

総合計画や保健・医療・福祉分野における計画等と整合性をはかり、高齢者に関する施策の現状把握、将来動向を踏まえ、計画に反映させる必要があります。同様に、見守り・緊急対応サービスといった「介護保険法」「高齢者の医療の確保に関する法律」に含まれない高齢者福祉の取り組みに関しても計画に反映させていくことが重要となります。

高齢者保健福祉計画推進協議会スケジュール(予定)

	審議事項	
	高齢者福祉計画	介護保険事業計画
第1回(7月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要介護認定者の現状</li> <li>●介護保険サービスの現状と課題</li> <li>●計画の位置づけ及び今後のスケジュールについて</li> <li>●アンケート調査の実施について</li> <li>●その他</li> </ul>	
第2回(10月下旬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者の現状と将来推計</li> <li>●高齢者保健福祉サービスの現状と課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域支援事業等の現状と課題</li> <li>●計画素案について</li> <li>●介護保険事業量推計結果</li> <li>●サービス基盤整備の方向性について</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アンケート調査結果の報告</li> <li>●その他</li> </ul>	
第3回(12月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●計画素案について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●計画素案について</li> <li>●介護保険事業量推計結果</li> <li>●サービス基盤整備の方向性について</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●パブリックコメントの実施について</li> </ul>	
第4回(2月下旬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●計画素案について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●計画素案について</li> <li>●介護保険事業量推計結果</li> <li>●サービス基盤整備の方向性について</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●パブリックコメントの結果について</li> <li>●両計画内容の承認</li> </ul>	



## 新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 新居浜市高齢者福祉保健福祉計画（介護保険事業計画含む。）の円滑な推進及び後継計画策定のため、新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (組織及び委員の委嘱)

第2条 協議会は、委員15人で構成し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 介護保険被保険者を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公益を代表する者
- (4) 介護サービス事業者を代表する者

### (任期)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）の任期は、3年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (任務)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、協議事項について市長に報告するものとする。

- (1) 介護保険事業計画に関すること。
- (2) 介護保険給付に関すること。
- (3) 介護保険料に関すること。
- (4) 保健福祉事業に関すること。
- (5) その他高齢者施策に関して必要と認める事項に関すること。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名をおく。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が不在のときはその職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会委員名簿(五十音順)

氏名	所属団体	所属団体役職	備考
有吉 瑞穂	新居浜市ボランティア連絡協議会	嵯峨ミストラル新居浜代表	
片岡 ひろみ	新居浜市医師会	介護事業統括者	
加藤 一雄	市民公募		
加藤 禮子	新居浜市民生児童委員協議会	校区副会長	H19.12.1~
坂上 公三	新居浜市連合自治会推薦	理事	
城下 久	愛媛県歯科医師会新居浜支部	副会長	
神野 彰	新居浜市福祉施設協議会	会長	H19.4.1~
竹之内 直人	西条保健所	所長	H19.4.1~
續木 明美	新居浜市連合婦人会	会長	
秦 榮子	新居浜市食生活改善推進協議会	会長	副会長
檜垣 千壽子	市民公募		
平田 ヤエ子	新居浜市老人クラブ連合会	副会長	
山内 保生	新居浜市医師会	理事	H19.6.1~
渡邊 健	新居浜市社会福祉協議会	会長	会長
渡部 光則	新居浜社会保険事務所	次長	

※現委員の任期:平成18年9月1日~平成21年8月31日